

令和8年度 こども園・幼稚園などの入園申し込みを受け付けます

対象となるお子さんがいる世帯に、令和8年度のこども園・幼稚園などの入園の案内を9月1日(月)から順次送付(在園の方は園から配布)します。※申し込みは1人1園に限ります。

公立こども園（保育園部・幼稚園部）

対象

▷保育園部

- ・令和2年4月2日以降生まれで令和8年4月から入園を希望する方（就労などの理由で家庭で保育ができない方に限ります）
- ・産休・育休明けで令和8年度の年度途中に入園を希望する方（出産予定のお子さんも入園の申し込みは可能です）

▷幼稚園部 令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれで令和8年4月から入園を希望する方

申込方法

9月1日(月)～19日(金)の午前9時15分～午後3時30分に、各園で入園案内を配布します。入園案内は、9月1日(月)から公開する市ホームページ(HP1007072)でもダウンロードできます。

〈新入園児〉入園案内に記載の申込日時・場所に申込書類などをご提出ください。

〈在園児〉指定された期間に申込書類などを園にご提出ください。

私立こども園（保育園部・幼稚園部）

対象

- ▷保育園部 公立こども園保育園部と同様
- ▷幼稚園部 公立こども園幼稚園部と同様

申込方法

- ▷保育園部 公立こども園と同様
- ▷幼稚園部 9月1日(月)以降に直接園へお問い合わせください。

公立幼稚園

対象

公立こども園幼稚園部と同様

申込方法

10月7日(火)～16日(木)の午前9時～午後5時に、各幼稚園で募集要項と入園願書を配布します。入園願書は、入園を希望する園が指定する日時にご提出ください。申込日時は、募集要項に記載しています。募集要項は、9月1日(月)から公開する市ホームページ(HP1007104)でも確認できます。

その他

こども園などから幼稚園へ転園する場合は、幼稚園に入園願書をご提出ください。

私立保育園・地域型保育事業所

対象

- ・令和5年4月2日以降生まれで令和8年4月から入園を希望する方（就労などの理由で家庭で保育ができない方に限ります）
- ・産休・育休明けで令和8年度の年度途中に入園を希望する方（出産予定のお子さんも入園の申し込みは可能です）

申込方法

公立こども園と同様

☎ こども家庭課（内線186）または各園

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等説明会を開催します

多治見市・瑞浪市・土岐市は、共同でごみ焼却施設の整備を検討しています。7月31日(木)に開催した「東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会」に、多治見市高田町地内を建設候補地として諮問しました。

選定された経緯や理由に関する説明会を開催します。申込不要でどなたでも参加できます。

- 日時・場所**
- ① 8月23日(土) 共栄小学校・体育館（多治見市高田町3-64）
 - ② 8月27日(水) バロー文化ホール・2階大会議室（多治見市十九田町2-8）
- それぞれ午後7時～

☎ 東濃西部広域ごみ焼却施設整備等協議会事務局（☎22-1246）

年金生活者支援給付金制度

公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せして支給する制度です。

対象

- 老齢基礎年金を受給していて、以下の要件を全て満たす方
 - ・65歳以上の方
 - ・世帯全員の市民税が非課税の方
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下の方
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており、前年の所得額が約472万円（扶養親族数により変動）以下の方

手続き

- 年金生活者支援給付金を受給中の方は請求書の提出は不要です。
※支給要件を満たさなくなったときは「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。
- 日本年金機構が令和6年所得情報などを基に受給資格判定を行い、新たな該当者には9月ごろから請求書が送付されます。
- 世帯分離・住所異動などで課税世帯から非課税世帯に変わり支給要件を満たすようになったときは、請求書をご提出ください。
- 請求書を提出した翌月分から支給されます。

『給付金専用ダイヤル』

0570-05-4092
(ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話などにご注意ください。



厚生労働省
ホームページ



市ホームページ
(HP1003937)

☎ 保険年金課（内線123）

介護用おむつなどの購入券を支給します

寝たきりや認知症などにより、自宅で介護を受けている方に、おむつなどの購入券を支給します。

対象者 以下の条件を全て満たしている方

- ・市内に住所を有する方
- ・要介護4以上の認定を受け、常時おむつを使用している方
- ・自宅で介護を受けている方（介護施設、有料老人ホームなどに入所している方、病院に入院している方は対象になりません）
- ・世帯全員が住民税非課税の方
- ・介護保険料に未納がない方

購入券の金額

1カ月あたり5,000円（1,000円分の購入券5枚）

※今回の支給は下半期分（10月～3月）です。

購入券の使用方法

市が指定する協力店（薬局など）で対象の品物を購入するときに使用できます。購入代金が1,000円に満たない場合、つり銭はできません。

使用できる品物

- ・紙おむつ、尿取りパットなどの排泄用品
- ・使い捨て手袋
- ・おしりふきなどの清拭用品

申請の手続き

申請書（高齢介護課で配布または市ホームページからダウンロード）をご提出ください。申請書には、おむつの使用証明（担当ケアマネジャーの署名）が必要です。

※支給は、申請書を受け付けた翌月分からになります。10月から支給を受ける場合は、9月中に申請が必要です。また、現在支給を受けている方で10月以降も引き続き支給を希望する場合も、あらためて申請する必要があります。

申請受付開始日 9月1日(月)

利用開始日 10月1日(水)

市ホームページ
(HP1003374)



☎ 高齢介護課（内線231）

市政報告会を開催しました

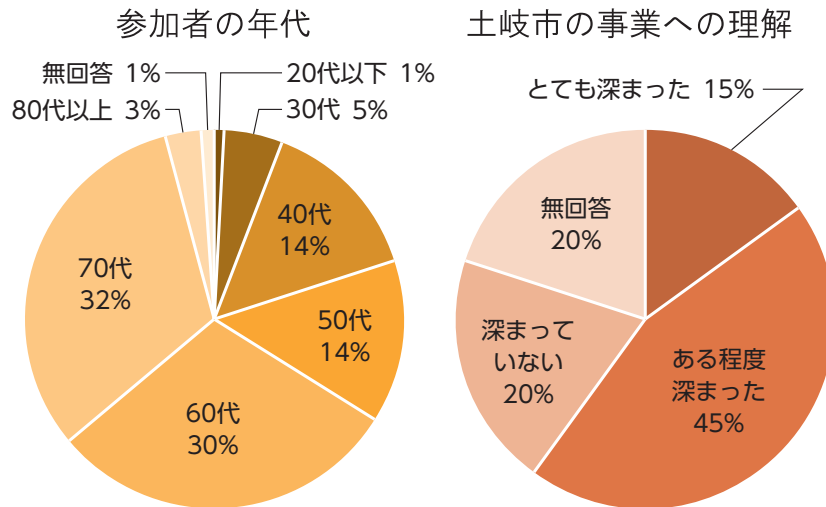
7月1日から市内6か所の会場を市長が訪問し、市の重点事業「人口減少」「新病院」「新しい博物館」をテーマに市政報告会を行いました。

約300人の方にご参加いただき、ご質問やご意見をいただきました。ありがとうございました。

ご質問と回答を紹介します。

図 秘書広報課（内線612）

参加者アンケート（回答率 約47%）



報告の内容

▽人口減少対策

土岐市の現状と課題、人口減少対策事業の紹介

▽新病院

運営体制、事業費と財源、新病院の機能、特徴や理念、開院の時期

▽新しい博物館

事業の目的、建設スケジュール、これまでの経緯、事業費と財源、市の財政状況

主な質問・意見と回答

新しい博物館

Q 年間の維持管理費は？

A 維持管理費は水道光熱費や設備保守、清掃などの施設管理費と借地料で、年間3645万円を見込んでいます。ふるさと納税などを活用して財政負担を軽減していきたい。

Q 建設予定地が借地である理由と借地料は？

A 土地の購入が困難であった。借地料は固定資産評価額から算定するが、地権者から事業の協力が得られ、現在の借地料より安価で借りられることになった。

Q 建設時期が遅れることによる建設費の高騰はないのか。

A 設計費の見直しを行い、

現時点で、総事業費を約33億9千万円まで調整した。今後事業費の削減に努めるとともに、財源を確保し、財政への影響を抑えていきたい。

Q 入館料・来館者数の想定は？

A 企画展・特別展は有料とし、それ以外の展示、市民の活動の場として利用できる交流スペースなどは無料にすることを検討している。全体の来館者数として、年間4万人程度、5年後には2万人程度と試算している。

Q 若者や子ども世代の意見をどう反映しているか？

A 令和4年度から開催しているワークショップや学校との連携などで若者の意見を集め、計画に取り入れている。

Q 展示内容をどう考えているか？

A 重要文化財や美濃焼の産業史、土岐市の歴史、各地域の文化を紹介する展示を計画している。また、体験型展示や何度も訪れていただけることを目的とした企画展、国宝などの展示を予定している。

Q 博物館が人口減少対策につながるような施設にならないか。みんなに喜んでもらえる

る博物館にしてほしい。

A 博物館が人口増加に直接つながるのは難しいが、交流人口を増やし、市民の愛着を育むことで、転出を抑制し、人口減少の歯止めにつながっていくと考えている。

Q 博物館事業について、知らない人が多いのでは？

A これまで、ワークショップやパブリックコメント、各代表者で構成する委員会を実施し、市議会に進捗などを報告してきたが、周知が足りないと意見をいただいた。

新病院

Q 医師の確保は大丈夫か。

A 令和8年2月の開院に向け、土岐市立総合病院と東濃厚生病院の医師に加え、医師を増やすため努力している。

Q 新病院への公共交通などの整備は？

A 市民バスの延伸やAーデマンド交通の導入に向けて調整している。

紙面で紹介できなかった質問やアンケートの結果などは、市ホームページでご覧になれます。



HP1010161

第68回土岐市美術展

■一般の部

開催 11月13日(木)～16日(日) 午前9時30分～午後5時 (最終日は午後4時30分まで)
会場 セラトピア土岐・大ホール
部門ごとの作品規格
作品は、額入りまたは表装し、堅固なつりひもを付けた未発表の作品に限ります。規格外の作品は受け付けできません。類似作品の入賞は発表後でも取り消します。

日本画	10号～80号、額装のみ(軸装不可)
洋画	8号～80号
陶芸	自由
書道	半切または全紙まで(額の大きさは縦180cm以内、横自由) ※篆刻は篆刻額入に限る。なお、刻字は書道に含む。楷書体以外は、原文を楷書で釈文添付(はがき大の紙に縦書き)すること
硬筆書道	長辺が50cm～180cm(縦横自由)軸装不可。 ※楷書体以外は、原文を楷書で釈文添付(はがき大の紙に縦書き)すること
写真	A3以上で最大106cm×80cmまで。 ※組み写真もこの大きさ内とする。デジタルプリントは可(合成加工不可)
デザイン	B0以下、パネル張りまたは額装(立体も可)
手工芸	縦横2m以内、奥行き60cm以内

※作品の前後左右が分かりにくい場合や展示方法が複雑な場合は、写真・イラストなどを添付してください。
※展示の際、電源は使用できません。
出品点数 1人1部門につき2点 出品料 1点につき500円
申込期間 9月2日(火)～10月23日(木・必着) ※事前に申し込みが必要です。
搬入日時 11月6日(木) 午前10時～午後7時 セラトピア土岐・大ホール

■幼少年の部

開催 11月1日(土)～3日(月) 午前9時30分～午後5時
会場 セラトピア土岐・大ホール
作品 ▷幼稚園・こども園 絵画
▷小・中学校 平面作品、立体作品、書写
※出品は、幼稚園・こども園・小中学校単位です。
☎ 教育研究所 (内線374)

第51回土岐市民音楽祭

日時 ①吹奏楽の部 11月22日(土) 午後1時開演(予定)
②合唱・合奏部 11月23日(日) 午後1時開演(予定)
③バンドの部 11月30日(日) 午後1時開演(予定)
会場 ①・②文化プラザ・サンホール ③文化プラザ・ルナホール
募集団体 合唱・吹奏楽・管弦楽、管打楽器や弦楽器などのアンサンブル、民族音楽など
※各団体出演は1回のみ
演奏時間 吹奏楽＝15分以内、合唱＝10分以内、合奏＝12分以内、バンド＝15分以内(個人の場合6分以内)
※舞台転換の時間は含みません。
参加料 無料
申し込み 9月5日(金)までに、文化プラザへ申込書をご提出ください。
※出演団体の代表者は、代表者会議(9月19日(金)午後7時～)、前日準備(バンドの部のみ)、反省会(12月9日(火)午後7時～)に必ずご出席ください。

TOKIダンスコレクション
Vol.6

日時 9月15日(月・祝)
午後2時開演
会場 文化プラザ・サンホール
入場料 無料



9月10日は「下水道の日」

水が生き 暮らしも活きる 下水道

(令和7年度下水道推進標語)

下水道を守るために

管が詰まります。流さないで
・水に溶けにくい紙やおむつ
・台所のごみやてんぷら油 など
爆発などの恐れがあり危険です
アルコールやガソリンなどの揮
発性の高い危険物
詰まりの原因になります
※ 管内排水設備の近くの植樹

下水道をつなごう

■ 下水道に接続するために
宅内の排水設備の工事をする
ときは、指定工事店に設計・見積
りを依頼してください。
指定工事店は市ホー
ムページをご確認く
ださい。

■ 水洗化の普及を支援します

▽ 水洗便所など改造資金融資あつ
せんと利子補給
▽ 宅地内汚水ポンプの補助金
▽ 私道への共同排水設備の設置
各支援制度の詳細
は市ホームページを
ご確認ください。



HP1004734



HP1003674

■ 下水道の「休止・再開」

「休止届」で、長時間下水道を
使用しないときの下水道使用料を
無料にできます。届け出がない場
合は、水道などを使用しなくても
下水道使用料(基本料金)が発生
します。再び使用するときは「再
開届」をご提出ください。

※ 休止をして無料になるのは、水
道などの使用料が0mの場合です。

■ 下水道の「廃止」

下水道に接続していた建物を解
体するなど、下水道を使用しな
くなる場合は、取付管に雨水や土砂
が入らないように閉栓してくださ
い。下水道に接続する前と同じ状
態にして、「廃止届」を閉栓が確
認できる写真と一緒に提出くだ
さい。

※ 休止届・再開届・廃止届はオン
ライン申請もできま
す。詳しくは市ホー
ムページをご確認く
ださい。



HP1003684

問 上下水道課 (内線336)

9月10日は「屋外広告の日」

屋外広告物はまちに活気やにぎわいをもたしますが、美観を損ねたり安全を妨げたりすることがあります。あなたのまちの屋外広告物は正しく掲げられていますか。



HP1004886

■ 屋外広告物には許可が必要です

屋外広告物を掲出するためには市の許可と手数料の納付が必要です。
(自家広告物で10㎡以下など一部例外もあり)

■ 定期的な点検が義務付けられています

看板が落下するなどの事故を未然に防ぐため、屋外広告物の設置者(管理者)は定期的に点検が義務付けられてい
ます。この点検により異常が認められ改善されない場合は、原則更新が許可されません。

■ 禁止物件には掲出ができません



街路樹や郵便ポスト



電柱や街灯



ガードレールや歩道橋



歩道上への表示

問 都市計画課 (内線543)